

第9章 手 回 り 品

(手回り品及び持込み禁制品)

- 第163条 旅客は、第167条または第168条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持込むことができない。
- (1) 別表第3号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び旅客に危害をおよぼすおそれのあるもの。
 - (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
 - (3) 暖炉及び焔炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚貝類で容器にいれたもの、第167条第3項の規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は、第168条の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
 - (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
 - (7) 車両を破損するおそれがあるもの。
2. 前項ただし書第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
3. 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
4. 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第148条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
5. 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従

わない場合も同様とする。

6. 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。（危険品のうち適用除外の物品）

第166条の2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持込むことができない。
(無料手回り品)

第167条 旅客は、第168条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを、無料で車内に2個まで持込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2. 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、車内に持込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は、折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携行する傘、杖、ハンドバッグ、ベビーカー、ショルダバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらずこれを車内に持ち込むことができる。

3. 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定書を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定め

る盲導犬。ただし、当該盲導犬がハーネス(引具)をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第168条 旅客は、子犬、猫、鳩またはこれに類する小動物(猛獣及びへび類を除く)であつて、次の各号に該当するものは、前項の規定に準じて会社の承諾を受け普通手回り品料金を支払つて車内に持込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以下のもの。

2. 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに次の料金を支払うものとする。

1個について290円

(普通手回り品切符)

第169条 第168条の規定により普通手回り料金を支払つて、車内に持込む旅客に対しては普通手回り品切符またはこれに代わる証票を交付する。

2. 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

表

裏



3. 車内券発行機用手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

表

愛知環状鉄道	1012
普通手回り品切符	
岡崎	⇒ 高蔵寺
290円	
発売日 2021年-6月-4日	
発売当日1個に限り有効	
下車前途無効	
係員にお示し願います	
※自動改札機はご利用になれません	
車発	001 0002327

備考：第91条第2項の規定を準用して西暦表示のものを元号表示とすることがある。

4. 乗車券発行機の様式は、次のとおりとする。

普通手回り品切符	愛知環状鉄道	No. 00043
新豊田 → 岡崎		
持込日 -9月14日 1個について 270円		
自動改札機に入れないで下さい。 係員にご提示願います。 1個列車1回限り有効		
2018.-9.14		新豊田01

備考：第91条第2項の規定を準用して西暦表示のものを元号表示とすることがある。

(普通手回り品切符の使用条件)

第170条 普通手回り品切符またはこれに代わる証票に表示された条件に従って、当該有料手回り品を車内に持込む場合に限り有効とする。ただし途中で下車したときは、その効力を失う。

2. 普通手回り品切符またはこれに代わる証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車または下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第2項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品にくくりつけておき係員から請求があるときはいつでもこれを明示する。

(2) 普通手回り品切符に代わる証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示する。

(持込み禁制品または制限外手回り品を持込んだ場合の処置)

第171条 旅客が、第166条第1項但し書きの規定による車内に持込むことのできない物品または第167条の規定による持込み制限を超える物品を会社の承諾を受けずに車内に持込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第166条第1項但し書き第1号から第7号までの規定による物品を持込んだとき。

第168条第2項の規定による普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を併せて収受する。

ア、火薬類	1キログラムにつき	1000円
-------	-----------	-------

イ、その他の危険品	1キログラムにつき	300円
-----------	-----------	------

(2) 前号のほか、車内に持込むことのできない物品を持込んだとき第168条第2項の規定による普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。

2. 着駅において、旅客が第166条第1項但し書きの規定による車内に持込むことのできない物品または第167条の規定による持込み制限を超える物品を会社の承認を受けずに車内に持込んだことを発見した場合は、前項の規定を準用することがある。

(持込み禁制品を持込もうとした場合の処置)

第172条 旅客は、第166条第1項但し書き第1号から第7号までの規定

による物品を持込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持込んだ場合の処置)

第173条 旅客運送の伴わない物品は、手回り品のように装う等の手段により、物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第171条第1項第1号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第174条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別表第3号(規則 第166条)

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙	容器・荷造との重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		

					雷管及びその他のがん具用軽火工品			
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの		
				電気導火線				
				その他の火工品	—			
			その他	その他、火薬類取縮法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—			
			その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの	
				—	ニトロセルローズ	ラッカーズプレー*		
				—	酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの	
				—	ジニトロベンゼン	—		
				—	ジニトロナフタリン	—		
				—	ジニトロトルエン	—		
				—	ジニトロフェノール	—		
				—	ニトログリコール	—		
				—	トリニトロベンゼン	—		
				—	トリニトロトルエン	—		
				—	ピクリン酸	—		
				—	過酢酸	—		
				—	メチルエチルケトン過酸化物	—		
				—	アジ化ナトリウム	—		
				—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—		
2	発火性の物	マッチ		—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの	
			—	硫化リンマッチ	—			
			—	黄リンマッチ	—			
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの		
			—	金属カリウム	—			
			—	金属リチウム	—			
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—			
			—	カリウムアマルガム	—			
			—	ナトリウムアマルガム	—			
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—			
			—	アルミニウム粉	—			
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—			
			—	黄リン	—			
			—	硫化リン	—			
			—	赤りん	—			

3	引火性の物	可燃性液体	—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト (亜二チオン酸ナトリウム)	—	
			—	カーバイド (炭化カルシウム)	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙 (刃物用包装紙等) *	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
			—	メタノール (メチルアルコール又は木精)	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール (ブチルアルコール)	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油 (松精油)	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品 (ローション、クリーム等) *	
			—	アルコール (変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン (ベンゾール)	—	
			—	トルエン (トルオール)	—	
			—	キシレン (キシロール又はザイロール)	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
—	ジメチルアミン	—				
—	ピリジン	—				
—	酢酸アルミ	—				
—	酢酸エチル	—				

4	可燃性のガス		—	酢酸メチル		—
			—	義酸エチル		—
			—	プロピルアルコール		—
			—	ビニルメチルエーテル		—
			—	臭化エチル (エチルブ ロマイド)		—
			—	酢酸ブチル		—
			—	フーゼル油		—
			—	灯油 (石油)		—
			—	軽油 (ガス油)		—
			—	重油 (パンカー油、デ ィーゼル重油)		—
			—	ガソリン		—
			—	ニトロベンゼン (ニト ロベンゾール)		—
			—	ニトロトルエン (ニト ロトルオール)		—
			—	エチルエーテル		—
			—	酸化プロピレン		—
			—	ノルマルヘキサン		—
			—	エチレンオキシド		—
			—	酢酸ノルマルペンチ ル		—
			—	イソペンチルアルコー ル		—
			—	メチルエチルケトン		—
		その他	—	その他の引火性の物及 びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造との重 量が2キログラム以内のもの
		高圧ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した 酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス (二酸化炭素)	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以 内のもの
					炭酸ガスカー トリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造との重 量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス *	
				水素ガス	水素ガス吸入 器*	
				窒素ガス	窒素ガスボン ベ*	
				オゾン	オゾン発生器 *	
				ヘリウム	ヘリウムガス *	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス		—
				硫化水素ガス		—
				一酸化炭素ガス		—
				石炭ガス		—
				水性ガス		—
				空気ガス		—

				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フレオン—12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フレオン—22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	

			塩類	—	その他の過塩素酸塩類	—	
			過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
				—	過酸化カルシウム	—	
				—	過酸化マグネシウム	—	
				—	過酸化バリウム	—	
				—	過酸化亜鉛	—	
				—	過酸化カリウム	—	
				—	その他の無機過酸化物	—	
				硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊
			—		硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—		硝酸ナトリウム	—	
			—		その他の硝酸塩類	—	
			亜塩素酸 塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
				—	その他の亜塩素酸塩類	—	
			次亜塩素酸塩類・ 重塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
				—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
			その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
				—	過硫酸カリウム	—	
				—	過硫酸ナトリウム	—	
				—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
				—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
				塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊		
			—	硝酸	—		
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）	—		
			—	沸化水素酸	—		
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—		
			—	フェロシリコン	—		
			—	塩化硫黄	—		
			—	クロルピクリン	—		
			—	四エチル鉛	—		

			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物 取締法（昭和25年法律 第303号）で指定され ている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物 取締法で指定されてい る毒物及び劇物を使用 した製品（薬液を入れた 鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に 入れ、且つ、端子が外部に露出しないよ うに荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 （昭和23年法律第82号）の 適用を受ける 農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本 以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号） の適用を受けるもの		
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した 1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン （クロルアセトフェノン）	催涙スプレー ＊	容器・荷造との重量が3キログラム以 内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。